

補助事業者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉野 剛
(公印省略)

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の繰越しについて

科学研究費補助金が交付されている研究課題（補助事業）のうち、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により年度内に完了することが困難となった研究課題（補助事業）については、文部科学大臣を通じて財務大臣の承認を得た上で、当該補助金の全部又は一部を翌年度に繰越し、使用することができます。

令和4(2022)年度に交付決定のあった研究課題の繰越（翌債）申請手続については、別紙1「繰越（翌債）申請に当たっての留意事項」とおとりとします。別添1及び別添2も併せて確認し、申請してください。また、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う繰越申請を行う場合の科研費電子申請システム上での限定した対応（申請手順）はありませんので、留意してください。

令和3(2021)年度から令和4(2022)年度に繰り越した研究課題に係る再度の繰越し（事故繰越）については、別紙2「繰越（事故）申請に当たっての留意事項」とおとり、前年度の繰越し承認後の避けがたい事故により年度内に完了することが困難となった研究課題について、認められる場合があります。ただし、この場合には、前年度と同じ繰越事由では認められませんので、別添3を十分確認の上、申請してください。なお、今年度の事故繰越に係る事務連絡は本通知によるものとし、文部科学省からの個別の連絡は行いませんのでご留意ください。

また、今年度も、繰越事由発生時期に応じて3回に分けて受け付けます。金額の確定（修正）は2月下旬に最終確認を行う予定ですので、下記申請期間にかかわらず早めに申請してください。

【添付書類】

- (別紙1) 「繰越（翌債）申請に当たっての留意事項」
- (別紙2) 「繰越（事故）申請に当たっての留意事項」
- (別添1) 「繰越（翌債）制度の概要」
- (別添2) 「繰越（翌債）申請書作成に当たっての参考資料集」
- (別添3) 「繰越（事故）における事故事由の参考資料集」

【繰越の申請期間】

(第1回) 令和4年10月までに繰越事由が発生している場合

申請期間：令和4(2022)年12月5日(月)～令和5(2023)年1月6日(金)

(第2回) 令和4年11月～令和4年12月に繰越事由が発生した場合

申請期間：令和5(2023)年1月7日(土)～令和5(2023)年1月25日(水)

(第3回) 令和5年1月以降に繰越事由が発生した場合

申請期間：令和5(2023)年1月26日(木)～令和5(2023)年2月10日(金)【厳守】

※基金種目は本制度の対象外です。

【本件問い合わせ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会研究助成第一課研究助成第二係

TEL：03-3263-0164

E-mail：kurikoshi1@jsps.go.jp（第1回繰越（翌債）申請用）

kurikoshi2@jsps.go.jp（第2回繰越（翌債）申請用）

kurikoshi3@jsps.go.jp（第3回繰越（翌債）申請用）

kurikoshij@jsps.go.jp（第1～3回事故繰越申請用）

kurikoshih@jsps.go.jp（事故繰越システム非対応種目用）